

北信越学生アーチェリー連盟規約

序文

本連盟はその目的遂行のために、ここに規約を定める。

連盟員は連盟の発展と充実の為に、節度と責任をもってこの規約を正しく運用する義務を負う。

第1章 総則

第1条 (名称)

本連盟は、北信越学生アーチェリー連盟と称し、北信越学生アーチェリー界の代表団体である。

第2条 (目的)

本連盟は、アーチェリーを通じて、学生アーチャーの親睦を図り、アーチェリーの健全なる発展に貢献し、且つ国際親睦にも寄与することを目的とする。

第2章 組織

第3条 (組織構成)

本連盟は加盟校及び準加盟校をもって組織する。

第4条 (本部所在地)

本連盟はその本部を委員長校に置く。

第3章 事業

第5条 (事業)

本連盟はその目的遂行の為、次の事業を行う。

1. 北信越学生アーチェリー対抗戦
2. 北信越学生フィールドアーチェリー個人選手権大会
3. 北信越学生アーチェリー個人選手権大会
4. 北信越学生アーチェリー新人戦
5. 北信越学生アーチェリー選抜選手権大会

6. 北信越学生アーチェリー室内選手権大会
7. 北信越学生アーチェリー技術合宿
8. その他必要と認められる事業

第4章 役員

第6条 (役員構成)

本連盟役員を次の通り定める。

1. 会長
2. 副会長
3. 参与
4. 委員長
5. 副委員長
6. 総務委員長
7. 財務委員長
8. 競技委員長
9. 渉外委員長
10. 記録委員長
11. 技術普及委員長
12. 実行委員長
13. 全日役員
14. その他必要と認められる役員

第7条 (任期)

1. 会長並びに副会長の任期は2年とする。再選は妨げない。
2. 参与の任期は1年とする。再選は妨げない。
3. 学生委員の任期は1年とする。但し、1、2、3回生の再選は妨げない。
4. 役員に欠員が生じた場合、補充することができる。この場合、新たに就任した役員の前任期は前任者の残存期間とする。

第8条 (会長・副会長・参与の選出)

会長・副会長・参与は、学生以外の被推薦者の内より役員会でもって推薦され、代表者会議の承認を得てこれを選出する。

第9条 (学生役員の変更)

1. 学生役員は加盟校から推薦される。
2. 学生役員の変更は選抜新人戦時の代表者会議にて行い、被推薦者は承認を受ける。次期役員の前任期は室内選手権時の代表者会議からとする。

- 第 10 条 (会長・副会長職務)
会長は本連盟を代表する。副会長は会長を補佐し、会長事故ある時これを代理する。
- 第 11 条 (参与職務)
参与は本連盟の重要な事項について諮問に応ずる。また、財務関係の監査を行う。
- 第 12 条 (委員長職務)
委員長は本連盟の会務を総理する。
- 第 13 条 (副委員長職務)
副委員長は委員長を補佐し、委員長事故ある時これを代理する。
- 第 14 条 (総務委員長職務)
総務委員長は文書の作成及び保管を行い、本連盟の事業が円滑に行われるよう努める。
- 第 15 条 (財務委員長職務)
財務委員長は本連盟の会計管理を行い、常に会計状態を明らかにする。
- 第 16 条 (競技委員長職務)
競技委員長は本連盟が主催する大会の競技を総括する。
- 第 17 条 (渉外委員長職務)
渉外委員長は本連盟の渉外一般を総括する。
- 第 18 条 (記録委員長職務)
記録委員長は本連盟が主催並びに公認する大会の記録を作成、保管する。
- 第 19 条 (技術普及委員長職務)
技術普及委員長は本連盟員のアーチェリー技術の向上及びアーチェリー競技の普及と発展を図る。
- 第 20 条 (実行委員長職務)
実行委員長は本連盟が主催する大会の運営を円滑に進めるよう努める。
- 第 21 条 (全日役員職務)
全日役員は全日本学生アーチェリー連盟へ北信越学生アーチェリー連盟より派遣され、全日本学生アーチェリー連盟での職務に就く。
- 第 22 条 (補佐役員)
第 6 条に定める役員を補佐する目的で、加盟校より補佐役員を選出することができる。
- 第 23 条 (補佐役員職務)
補佐役員は各委員会の副職として各委員長を補佐する。
- 第 24 条 (審判資格取得義務)
学生役員は公認 3 級審判資格の取得を義務とする。但し、申請資格に満たない者はこの限りではない。

第5章 会議

第25条 (会議)

本連盟の会議は、役員会、代表者会議及び各委員会とする。

第26条 (役員会)

1. 役員会は本連盟役員によって構成される。
2. 役員会は本連盟の最高執行機関である。
3. 役員会の欠席は委任とみなす。

第27条 (代表者会議)

1. 代表者会議は本連盟の最高議決機関である。
2. 代表者会議は本連盟役員及び各加盟校並びに準加盟校の代表者によって構成される。
3. 代表者会議は委員長がこれを招集する。
4. 議長は委員長が指名し、会議出席者の承認を得る。
5. 代表者会議は大会開催に応じて開く。臨時会議は委員長が必要と認めた場合にのみこれを開くことができる。
6. 代表者会議は原則として全加盟校及び準加盟校の出席、且つ各委員長の過半数以上の出席をもって成立する。但し、加盟校並びに準加盟校から委任状が委員長へ提出された場合はこの限りではない。
7. 代表者会議の議決権は各委員長1票、各校1票とする。
8. 代表者会議の決議は原則として議決権を有する出席者の過半数の賛成をもって可決する。可否同数の場合は議長に一任する。但し、次の事項については指定された章の条文に従うものとする。
 - (1)規約改定については第9章に従う。
 - (2)規則新設については第10章に従う。
 - (3)加盟、脱退及び登録変更については第6章に従う。
 - (4)懲戒については第7章に従う。
9. 代表者会議は次の事項を決議する
 - (1)本年度事業報告及び決算報告承認
 - (2)次期事業計画及び予算承認
 - (3)規約改定
 - (4)規則新設
 - (5)加盟、脱退及び登録変更
 - (6)懲戒
 - (7)役員の改選
 - (8)記録の承認

(9)その他の重要事項

10. 代表者会議はその判断の資料を各委員会に求めることができる。

第 28 条 (委員会)

1. 委員会は本連盟の事業を円滑に運営するためのものである。
2. 委員会は各加盟校より選出された役員及び補佐役員で構成される、本連盟の執行機関である。
3. 委員会は必要ある時、各委員会の委員長が招集する。
4. 委員会は次のものを置く。
 - (1)総務委員会
 - (2)財務委員会
 - (3)競技委員会
 - (4)渉外委員会
 - (5)記録委員会
 - (6)技術普及委員会
 - (7)実行委員会
 - (8)その他必要と認められる委員会

第 6 章 加盟登録及び脱退

第 29 条 (加盟登録)

本連盟に加盟せんとする準加盟校は、第 32 条の条件を満たした上、第 33 条の申請書式に従い書面をもって委員長へ申請する。申請後、代表者会議に於いて議決権を有する出席者の 3 分の 2 以上の賛成により加盟を許可する。

第 30 条 (準加盟登録)

本連盟に加盟せんとする大学の申請方式は第 29 条を準用する。但し、準加盟条件は第 34 条、準加盟校申請書式は第 35 条に従うものとする。

第 31 条 (個人登録)

本連盟に個人登録せんとする個人は、第 36 条の条件を満たした上、第 37 条の申請書式に従い書面をもって委員長へ申請する。個人登録申請の許可は委員長に一任するものとする。

第 32 条 (加盟条件)

加盟校の条件は次の事項を満たしていることとする。

1. 練習場所の確保
2. 組織構成があり大学内での地位が明確であること
3. 本連盟との関係において好意的且つ協力的であること
4. 本連盟規約を遵守できること

5. 代表者会議に代表者が常時出席可能であること
6. 本連盟に役員若しくは補佐役員又はその両方を常時選出可能であること
7. 準加盟後原則として1年以上の期間を経ていること

第33条 (加盟申請書式)

加盟申請書式は、次の事項を明記すること。

1. 学校名・学校所在地
2. クラブの名称及び大学での地位
3. 発足年月日
4. 組織構造の概況
5. 最高責任者名及びその捺印
6. 役員名若しくは補佐役員名及び連絡先
7. 部員数及び部員名簿
8. 練習場所所在地及び施設概説
9. 練習方法概説

第34条 (準加盟条件)

準加盟校の条件は、第32条第1項から第5項までの条件を満たしていることとする。

第35条 (準加盟申請書式)

準加盟申請書式は、第33条を準用し、第33条第6項以外の項目を全て明記すること。

第36条 (個人登録条件)

個人登録の条件は、第32条第1項、第3項並びに第4項の条件を満たしていることとする。

第37条 (個人登録申請書式)

個人登録申請書式は、次の事項を明記すること。

1. 学校名・学校所在地
2. 個人登録者の氏名及び連絡先
3. 練習場所所在地及び施設概説
4. 個人登録するにあたっての責任者名及び捺印
5. 練習方法概説

第38条 (個人登録者の扱い)

個人登録者の扱い及び連絡は、加盟校・準加盟校に準ずるものとする。

第39条 (登録変更)

1. 準加盟校が加盟校へと登録を変更する場合、第29条を適用する。

2. 加盟校が準加盟校へと登録を変更する場合、第 40 条の申請書式に従い書面をもって委員長へ申請する。申請後、本連盟が該当大学の準加盟校への登録変更を適当と判断、且つ代表者会議に於いて議決権を有する出席者の 3 分の 2 以上の賛成をもって準加盟校へと登録変更を許可する事ができる。
3. 元加盟校が準加盟校から再び加盟校へと登録変更を行う場合、第 29 条を準用する。但し、第 32 条第 7 項については考慮しない。

第 40 条 (準加盟校登録変更申請書式)

準加盟校への登録変更申請書式は次の事項を明記すること。

1. 学校名・学校所在地
2. クラブの名称及び大学での地位
3. 最高責任者名及びその捺印
4. 登録変更の理由、ある場合はその根拠となるもの

第 41 条 (脱退)

加盟校及び準加盟校が本連盟を脱退する場合、第 42 条の申請書式に従い書面をもって委員長へ申請する。申請後、本連盟が該当大学の連盟脱退を適当と判断、且つ代表者会議に於いて議決権を有する出席者の 3 分の 2 以上の賛成をもって連盟脱退を許可する事ができる。

第 42 条 (連盟脱退申請書式)

脱退申請書式は次の事項を明記すること。

1. 学校名・学校所在地
2. クラブの名称及び大学での地位
3. 最高責任者名及びその捺印
4. 連盟脱退の理由、ある場合はその根拠となるもの

第 43 条 (申請書の受付)

加盟申請書、準加盟申請書、個人登録申請書、登録変更申請書並びに脱退申請書は常時受け付けるものとする。

第 7 章 懲戒

第 44 条 (懲戒)

本連盟は加盟校、準加盟校及び個人登録者に著しく損害を与える行為並びに本規約に反する行為があったと認められる場合に限り、代表者会議に於いて議決権を有する全ての者 3 分の 2 以上の賛成をもって、これを懲罰することができる。会議欠席者の議決権は委員長又は副委員長に委託されるものとする。

第 45 条 (懲罰種類)

懲罰の種類はこれを次の通り定める。

1. 代表者会議に於ける戒告
2. 代表者会議に於ける陳謝
3. 一定期間の競技出場停止
4. 除名

第 8 章 会計

第 46 条 (会計年度)

本連盟の会計年度は 12 月より翌 11 月までとする。

第 47 条 (会計担当)

本連盟の会計業務は財務委員長がこれにあたる。

第 48 条 (会計職務)

財務委員長は会計簿を作成し、常に会計状態を明らかにしなくてはならない。また、財産管理をなし、年 2 回代表者会議に於いて会計報告をし、承認を受けることを要す。

第 49 条 (経費)

本連盟の経費は次の収入をもってこれに充てる。

1. 加盟校連盟費
2. 準加盟校連盟費
3. 選手登録費
4. 競技参加費
5. 広告費
6. その他

第 50 条 (連盟費納入)

連盟費の納入は、原則として既存登録者に関しては 4 月末日までに所属大学を通して行うものとする。新規登録者に関しては 6 月末日までに行うものとする。

第 51 条 (追加登録に伴う連盟費納入)

追加登録に伴う連盟費の納入は随時行うものとする。

第 52 条 (連盟費及び選手登録費の決定)

加盟校連盟費、準加盟校連盟費及び選手登録費は代表者会議に於いて決定するものとする。

第 53 条 (競技参加費)

競技参加費はその経費を分担する意味においてその都度決定するものとする。

第 54 条 (共有財産の管理・保管)

本連盟における共有財産についてはそれを所持する各委員会が管理・保管する。

第 9 章 規約改定

第 55 条 (規約改定)

規約改定は、改定するに必要な正当な理由がある場合に限り、次の手続きにより発議・改定できるものとする。

1. 規約改定の発議権者は本連盟役員とする。
2. 規約改定の発議は代表者会議に於いて行うことができる。
3. 規約改定の発議においては、改定するに必要な正当な理由を明示すること。
4. 規約改定の発議は代表者会議に於いて議決権を有する全ての者 3 分の 2 以上の賛成を要する

第 56 条 (承認)

規約改定された条文の承認は、議決権を有する全ての者 3 分の 2 以上の賛成により制定できるものとする。

第 57 条 (公布・施行)

規約改定の公布・施行は、第 11 章を適用する。

第 10 章 規則新設

第 58 条 (規則新設)

新規に規則を制定する必要がある場合、次の手続きにより発議・新設することができるものとする。

1. 規則新設の発議権者は、代表者会議に於ける議決権を有するものとする。
2. 規則新設の発議は、代表者会議及び役員会に於いて行うことができる。但し、役員会における発議の場合、次回代表者会議に於いて承認を必要とする。
3. 規則新設の発議においては、新設するに必要な正当な理由を明示すること。
4. 規則新設の発議は代表者会議に於いて議決権を有する出席者の過半数の賛成を要する。

第 59 条 (承認)

新設した規則の承認は、議決権を有する出席者 3 分の 2 以上の賛成により制定できるものとする。

第 60 条 (公布・施行)

規則新設の公布・施行は第 11 章を適用する。

第 11 章 公布・施行

第 61 条 (公布)

規約改定及び規則新設の場合、各大学代表者並びに北信越学生アーチェリー連盟ホームページにおいて公布する。

第 62 条 (施行)

改定した規約及び新設した規則は、特に施行の日の定めがない場合、原則として公布された日より 30 日後に施行する。

北信越学生アーチェリー連盟委員長 澤越 祥陽
北信越学生アーチェリー連盟財務委員長 松平 湧也

平成 27 年 11 月 28 日 改定